



令和3年12月28日13時30分発表

青森河川国道事務所 大雪による防災情報（第7報）

国道7号青森市浪岡大字大釈迦～鶴ヶ坂では、大雪の影響により通行止のうえ集中除雪を実施しておりましたが、作業完了のため本日13時30分に通行止を解除します。また、国道4号及び7号の下記の区間については、本日13時30分に災害対策基本法に基づく区間指定を廃止します。
また、災害対策支部は「注意体制」に移行します。

■災害対策基本法の指定を廃止する区間

路線名	区間		延長 (km)
国道4号	青森県三戸郡三戸町 大字目時字上川原 14-1 から	青森県青森市長島 2丁目10-2 まで	116.53
国道7号	青森県平川市碓ヶ関 西碓ヶ関山 から	青森県青森市長島 2丁目10-2 まで	67.361

■災害対策支部体制

令和3年12月27日 14時10分：警戒体制
令和3年12月28日 13時30分：注意体制

〈発表記者会：青森県政記者会・津軽新報社〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所
青森市中央三丁目20-38

TEL017-734-4521（代表）

副所長（道路担当） 小笠原 清（内線205）

道路管理第一課長 相馬 和也（内線431）